

『留学生センターファクトブックⅡ』

(沿革・構成編)

1. 沿革・設置目的	• • • P 1
2. センター長	• • • P 2
3. 副センター長	• • • P 2
4. 構成	• • • P 2
5. 予算規模	• • • P 2
6. ミッション（教育研究上の目的、設置の趣旨目的）	• • • P 2

1. 沿革・設置目的

◆昭和 52(1977)年 神戸大学国際交流センター学内措置

《設置目的》

神戸は古くから港を通じて世界とつながりを持ち、慶應 3 (1861) 年 12 月の兵庫港開港以来、外国との交流を積極的に行い、近代的な国際都市へと発展してきた。本学はこのような社会環境と地理的条件に恵まれて、早期から国際学術交流ならびに留学生交流を大学運営の重点事項として推進してきた。

昭和 52(1977) 年、全学的な協力体制のもとに研究者間の国際交流を促進するとともに、留学生を積極的に受け入れ、留学生が安定した生活の中で勉学に励むことができる環境作りに取り組むために国際交流センターが学内措置により設置された。

◆平成 5 (1993) 年 留学生センター設置

《設置目的》

昭和 45(1970) 年頃には全学で 100 名程度だった留学生は増加の一途をたどり、昭和 62(1987) 年に 253 名、平成 3 年には 506 名に達した。全国的にも昭和 58(1983) 年に発表された文部省の「21 世紀初頭に留学生 10 万人を受け入れる計画（留学生受入れ 10 万人計画）」の下で、同時期に 2 万人から 4 万人にほぼ倍増した。留学生の量的拡大は多様化を伴い、各国立大学において留学生の教育研究指導および援助体制を全学的に統括する組織を整備することが緊急の課題となった。平成 2(1990) 年の東京大学、京都大学、広島大学を皮切りに「国立学校設置法施行規則」に基づいて毎年 2、3 大学に「留学生センター」が設置されるようになった。

本学においても、外国人留学生受入れを拡充し、留学生教育をいっそう充実させるため、平成 3(1991) 年 4 月から部局長で構成する留学生センター設置準備（推進）委員会において検討が進められ、翌年 7 月「神戸大学留学生受入れ体制整備計画」を平成 5(1993) 年度の概算要求として提出した。平成 5(1993) 年 1 月に、学長を委員長とする神戸大学留学生センター設置準備委員会に改組され、同年 4 月、留学生センターが、留学生に対する日本語・日本文化の教育、修学・生活上の指導助言、ならびにそのための調査研究を行うことを主な目的として開設された。国立大学の留学生センターとしては 10 番目で、名古屋大学、東北大学と同年に開設された。また留学生関係業務を一括して担当する部署として、新たに留学生課が設置された。

当初より、本学に在籍する外国人留学生の日本語および日本事情教育を担当し、兵庫県下の大学院に進学する国費・外国政府派遣留学生に対する日本語予備教育プログラムを発展させてきた。また、各部局と連携協力しながら、全学的な見地から留学生に対する指導援助体制の充実をはかり、かつ留学生に関する調査・研究活動や情報提供、地域社会と留学生との交流の促進に努めてきた。

2. センター長

(H27. 5. 1 現在)

◆河 合 成 雄 (専門：)

任期：1期目 (H27. 4. 1 ~ H29. 3. 31)



3. 副センター長

(H27. 5. 1 現在)

◆高 梨 信 乃 (専門：)

任期：1期目 (H27. 6. 1 ~ H29. 5. 31)

4. 構 成

(H27. 5. 1 現在)

◆留学生交流推進部門

留学生の卒業時および卒業後のフォローアップ事業、国内外ネットワーク構築事業、神戸大学グローバルリンク、神戸大学グローバルキャリアセミナー、日本留学フェア、国際学生交流シンポジウムを行っている。

◆日本語等教育部門

日本語日本文化教育コース、大学院における日本語日本文化教育学の教育とともに、神戸大学夏期日本語日本文化研修プログラムを行っている。

◆相談指導部門

留学生の入学、修学中、卒業・修了後をサポートする体制を充実させるとともに、学生の海外派遣をサポートする海外留学フェアを行っている。

5. 予算規模

平成 26 (2014) 年度

運営費交付金等 139,000,000 円

外部資金 4,000,000 円

総計 143,000,000 円

※1 各部局における予算執行額を予算規模としている（ただし、設備整備費補助金・施設整備費補助金及び目的積立金は除く）。

※2 百万円未満を四捨五入して計上。

6. ミッション (教育研究上の目的、設置の趣旨目的)

◆留学生センター

当センターは、本学における外国人留学生及び海外留学を希望する学生に対し、必要な教育及び指導助言を行い、外国人留学生等に対する教育指導の充実発展及び留学生交流の推進に寄与することを目的とする。